

平成 17 年度 第 2 回
高圧ガス規格委員会 議事録 (案)

I. 日 時 : 平成 18 年 3 月 31 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 00

II. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 2, 3 会議室 (7 階)

III. 出席者 (敬称略、順不同)

委 員 長 : 木村

副 委 員 長 : 大谷

委 員 : 岩崎、土橋、堀口、三宅、倉田 (代理 稲葉)、清木、高田(進) (代理 穂坂)、渡辺、石田、河南、萩原、小澤、原、平位 (代理 原)、満田、山崎(進)、加納、高田(浩)、山崎(俊)

オブザーバ : 小川 (ガス保安検査株)

K H K : 荒井、松木、小汀、濱本、長沼、小山田、吉村

IV. 配付資料 : 資料 8 第 1 回委員会議事録 (案)

資料 9-1 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」の作成・制定の進め方等について

資料 9-2 内閣府告示第三十号「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件」

資料 9-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱(案)

資料 9-4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係スケジュール(東南海・南海との対比)

資料 9-5 第一種製造者・特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範 KHKS 1804-1 (指針) (案)

資料 9-6 第一種製造者・一般の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範 KHKS 1804-2 (指針) (案)

参考資料 9-1 東南海・南海地震防災対策推進基本計画

参考資料 9-2 投票用紙サンプル

資料 10-1 定期自主検査指針・保安検査基準見直しWG委員名簿 (案)

資料 10-2 定期自主検査指針・保安検査基準見直しWG委員構成について

資料 11-1 定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会委員名簿 (案)

資料 11-2 定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会委員構成について

V. 議事概要

1. 定足数報告

事務局より、本日の出席者が委員代理者を含め 21 名であることを報告し、規格委員会

規程第 13 条第 1 項に規定されている会議開催のための定足数（委員総数（21 名）の過半数（11 名））を満足していることを確認した。

2. 委員等紹介

事務局より、前回欠席された三宅委員の紹介を行った。また、代理出席者の紹介を行った。

3. 議題（1）前回議事録（案）及びその公開について

事務局より、資料 8 に基づき、前回委員会議事録（案）を通読し、前回議事録（案）の内容及びその公開について採決を行った結果、出席委員及び代理者（21 名）の過半数（11 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。

4. 議題（2）「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」の書面投票及びパブリックコメントについて

事務局より、資料 9-1～9-6 及び参考資料 9-1 に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範（案）の内容、並びに今後実施する書面投票及びパブリックコメントの手順、スケジュールについて説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱では、東南海・南海地震の大綱と異なる項目として積雪・寒冷地域への対応があるが、今回提案の規範（案）にはこの対応については含まれていないが問題ないか。
- 今回提案の規範（案）は、資料 9-3 の大綱に従い、高圧ガス製造事業者が津波が到達するまでの間の対応を規定したものであるため、積雪・寒冷地域への対応については直接関係ないと考えている。
- ・解説 6. の一行目は「……第 2 項の「用語の意義」によるが、……」とあるが、「……第 2 項の「用語の定義」によるが、……」ではないか。
- 指摘通りであり、訂正する。
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範（案）には、東南海・南海地震のものと比較して 2 カ所ほど追加された部分があるが、これに合わせ東南海・南海地震の規範も改正するのか。
- 定期的な見直し時に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の規範の内容を反映していきたいと考えている。
- ・地震防災対策計画を定めなければならない者が今後確定する予定であるが、この内容については規範（案）に規定する必要はないのか。
- 地震防災対策計画を定めなければならない者は、中央防災会議から官報で公示される。公示された者は規範（案）を参考に、自ら地震防災規程を策定していくので、規範（案）に対象者を記載する必要はないと考えている。
- ・解説 3. にある地震防災細則の規範はあるのか。
- 細則の規範はない。過去に都道府県レベルで作成されたことがあることは聞いてい

る。

- ・地震防災規程を定めなければならない対象が第一種製造者のみになっている。また、不活性ガスのみ製造者も除かれている。津波に対して避難するという観点からすると、第二種製造者や不活性ガスのみを取り扱う事業者も含めても良いのではないか。
- 東海地震のように予知が可能な地震であれば、地震発生の日までに対策を打つということで、潜在的な危険性が高い第一種製造者のみ対象になるのはある程度理解できた。しかし、津波については発生後比較的早い時間で到達することが予想される。そのため、ご指摘の通り、第一種製造者だけでなく、第二種製造者や貯蔵所なども含めて考えた方が良いということは、東南海・南海地震特措法対応の際に、経済産業省に提案したが、東南海・南海と同様になってしまった。

以上の意見交換等があった後、資料 9-5 及び資料 9-6 の規範案に対する書面投票及びパブリックコメントを資料 9-1 の内容により実施することについて採決を行った結果、出席委員及び代理人（21 名）の過半数（11 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。その結果により、書面投票期間は平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 4 月 24 日まで、パブリックコメント期間は 1 ヶ月となった。

引き続き、参考資料 9-2 に基づき、投票用紙について説明を行った。この中で、投票用紙は E-mail で各委員に書面投票開始日までに送付し、投票用紙の返送は郵送にてお送りいただくようお願いした。

5. 議題（3）定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGの設置に関する報告について
事務局より、資料 10-1 及び 10-2 に基づき、第 1 回委員会後に選定した、定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGの構成メンバーについて報告を行った。その中で、技術基準策定手順書で定める委員構成要件を満たし、かつ、第 1 回委員会で承認された委員構成である旨説明を行った。

6. 議題（4）定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会の委員の追加、退任について

事務局より、資料 11-1 及び 11-2 に基づき、定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門分科会の委員である熊倉委員の退任、熊倉委員の後任として小川委員、及び LNG 受入基地関係で長谷川委員の追加したい旨説明を行った。その後、熊倉委員の退任、小川委員及び長谷川委員の追加について採決を行った結果、出席委員及び代理人（21 名）の過半数（11 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。

8. 議題（5）その他

予定の議題が終了後、以下の意見交換等があった。

- ・定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGでは、現在発行されている質疑応答集

をベースにして検討するということがあったが、その他に見直しを図る必要があるものについてはどのような形で検討されていくのか。

→KHK では、規格についての質問及び改正要望を受け付ける体制を整えている。それらは解釈専門分科会を通して篩い分けされ、解釈として示すものと規格の見直しを図るものに分かれる。今回のWGは前者を規格へ反映させ、既に発行している質疑応答集を見なくても規格を見れば分かるように規格本体を見直していこうとするものである。質疑応答集以外の項目で見直しすべき事項があれば、提案していただきたい。その内容により、WG対応になるか、新たな分科会などを設置して対応していくかになると考えている。

9. 今後の予定について

地震防災規程の規範の書面投票結果、書面投票と合わせて実施される技術委員によるテクニカルレビューの結果、パブリックコメントの状況により、次回委員会の開催が決まるため、日程調整については事務局より改めて実施することになった。

以上